

平成二十六年三月十八日提出  
質問 第八〇号

我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する質問主意書

一 一九八九年九月十九日、政府は、当時のソビエト連邦のビザ発給を受ける形で北方四島へ入域することを自粛するよう、邦人に要請する閣議了解（以下、「閣議了解」とする。）を決定している。その一方で、例えば邦人がロシア政府のビザの発給を受けてサハリン州に入域した後、航空機や船舶等の手段で北方四島に渡航することは現実的に可能であると考えるが、政府の見解如何。

二 我が国の法令に、邦人が一の方策等を通じ、ロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航することを禁じたものはあるか。

三 仮に邦人が一の方策等を通じ、ロシア政府のビザの発給を受けて北方四島に渡航した際、我が国の法令上、それに対する罰則は設けられているか。

四 「閣議了解」に反し、ロシア政府のビザ発給を受けて邦人が北方四島に渡航した事例は実際にあつたと聞くが、政府はその事実を把握しているか。

五 政府が北方四島に渡航した、マスコミ関係者に注意したということに関係者から聞いているが、そのような事実があつたのか。

六 そうした事実があったならば、そのマスコミ関係者がどこの社であったか、明らかにされたい。

七 政府として、「閣議了解」ではなく、ロシアのビザ発給を受けて邦人が北方四島に渡航することを禁じ、違反した際の罰則規定も設けた法令をつくる考えはあるか。

八 日露関係の発展を考えると、「閣議了解」の見直しをすべきと考えるが、政府の見解は如何。  
右質問する。